

時事新報

大名華族は不審地に歸住すべし

宮内大臣土方子は本月十五日宮内省第五號を以て華族一般自今地方に就き産業に従事し或は家計を維持する目的を以て各府縣並北海道へ移住せんとするものは其事情を具し實屬換と願出のべし其目的に至當と認むるものを附屬する旨達せられり我輩は嘗て大名諸藩主が各藩領地に歸住するの真策あるを論じて獨り華族諸氏生計の爲にならず日本國經濟上社會上の利益を圖りて今日如く之を東京狹隘地一地に押し込め置くの姿あるは如何しき次第をも陳述せたるに讀者諸君に記述せらるゝ所からん然るも今宮内大臣の達令に従來て華族諸氏を排斥して自由に各地に赴き産業に就かしむるの精神なるを明白に述べ斯く東京を離るの特許を得たるに就て我輩の持論を云へば諸藩諸大名が地方土地を撰びに當り其場所の事情にも通せざる新規の地に移らんよりは徳川三百年の其間に既に已に住慣れたる舊領地に歸るを便利せんとすべく之を勸むるものなり或は世間の一説に大名華族を舊藩領に就かしむるは封建主義の遺毒を今日に再燃せしむるの媒介なりと之を心配する者もある可し一應其理あるが如くならざるも社會現今の實狀と推察されば郡縣統一中央集權の制度殆んど到らざる所なく之に加ふるに文明日新の主義人心を刺痛して常に閉關ありとなりれば縱令舊藩主が其舊領に居りればとて以て文明の大勢に抗して封建主義の遺毒を再燃せしむるに足らざるは數に於て明に見る可し我輩は決て論者の言に同して其論を非難する能はざるなり

毎度申す通り華族は皇室の藩邸に於て兼て社會の標準なりと云ふも雖も從前の如く華族の一門東京にのみ依伏して一步府外の地を踏まざるのみならず府内も居りながら尙や府内の社會とも隔絶して恰も一小桃源の天を爲すが如き有様にては社會公衆の人は其存在を忘れて世に華族の有無を介念せざるに至ると自然の勢にして争で之を仰いで己れの標準とするものも少くや現今華族の無勢力ある以て知るべきのみ此の如く今の華族の無勢力は全く東京籠居の致す所ありとせば之を恢復して真正なる華族の稱呼資格を空しめしめざる手段は各自地方に散居して自分の名譽自分の資産に依りて人事交際を務めざるに在ると勿論ありと雖も凡そ名譽と云ひ資産と云ひ能く其實用を示して始めて正きと爲る可きものなれば唯單に歸藩の一事を以て其責任を終へたるに非ず更に進んで其地方に於て諸藩の皇室に藩邸に兼て社會の標準たるべき實を顯はすんと肝要ある可し依て案するに華族諸氏は其子弟を教育するに府下於ては學習院の如き特別の學舎を設けて之に托するの慣行なれども地方に移るの後は自家の私に子弟教育の任を担ふるものと固より必要にして教師を雇ひ書籍器械を用意するが如き富家の家に尋常の事あれば事の序に少しく其規模を大にして私立學校の體裁と爲し自家の子弟を教ふるの傍に普く地方の少年を兼て其に學ぶふことを許したるは獨り地方の少年を兼て其の伴食するものにして其德澤を忘れんと欲するも得べからず特別の費用多しとして人に傳ふるは大方り又舊藩の如きも地方進出の常とて其人に乏しく疾病創痍あるに隨んで甚だ狼狽困苦するは毎度我輩の見聞す

る所にして氣れ毒に堪へざる所あるに華族諸氏が其家眷を引連れ地方に移住するに付ては必ず特有家醫を雇ふて同伴するものとやらなければ自家に病用を兼て地方疾苦の人の診察治療をも施さし先或は其計畫を大にして病院を建設し併せて地方衛生の事業を進ましむるの工風も華族の信用勢力を高むべき一方便ある可し學校病院二者の外にも尙ほ其手段を尋ねたらば自ら他の産業に妨げなく又家計の維持にも不便なくして同時に其地方の利益を爲すべし之の業務二三にして止まる可らず我輩は華族諸氏の地方移住を期して孰れもこれが實行を促すものなり

右の如く大名華族が各其舊封土に歸住するは同族一門の爲を計るも社會公衆の利益より言ふも與に利あつて害なき次第あり我輩が歸住の諸氏を切望する所の者は其身を政治の境外に置き一切政論を關係せずして獨立するの一事なり華族諸氏が公の爲め又私の爲めに經營すべき事業の多き、商工業製造技術何れに邊に其手を下すも素より勝手ありと雖も若し政論家を以て自ら任せて時の政論を容察するもはらば諸氏は地方に名譽を耀かんと同時に又怨恨の府と爲りて社會標準の資格を失ひ遂に皇室に對して藩邸の効なれに至るべし即ち我輩が政治境外を専ら經營の事業と求むべしと勸むる由縁にして諸氏が能く此則を守ると守らざるとは國の長計に關し又皇室の輕重に關するとも大なる可し或は今の時勢に於ては華族が自ら其分限を忘れて漫に政治界を狂奔するの樣子も見えざれば先づ以て安心せんと雖も若し萬一も舊藩の士民が其政論の歸する所を殊にして舊藩主の歸藩を促し政治上爲めにする所あると爲るとは如く掛念もあらば政府に於ては其移住を許可す可らざるも當然にして現に宮内大臣の達令にも其目的至當と認むるものは附屬くべしとあるも或は此邊の精神なるべし我輩に於て固より異議ある可らず但し地方移住は事は一己に難し場合を除き他は務て華族其人の取捨隨意に任せんことを併せて所望する所のものなり

○勅令 朕茲に主理録事ノ官等俸給ヲ裁可ス 御名 御璽 明治二十年 内閣總理大臣伯爵伊藤博文 十月二十日 海軍 大臣伯爵西郷從道 勅令第五十五號

主理録事官等俸給 主理ノ官等ハ勅令第一等以下委任六等以上トス其年俸ハ明治十九年勅令第四十一號ニ依ル 録事ノ官等月俸ハ明治十九年勅令第三十六號ニ依ル ○内務省訓令第四十五號 北海道廳 府縣 沖繩縣 社寺ノシテ若シ其社殿堂宇等祭祀法用ニ必要ナル部分公賣處分ヲ請タル場合ニ於テハ該處分ノ日ヨリ百日以內ニ再建ノ方法ヲ立テ關係者連署寺院ハ管長副管長ヲ以テ再建ノ限ニ建策ノ爲メ滿二箇年間ノ猶豫ヲ與フベシ百日後ニ再建ノ方法ヲ不申出又ハ滿二箇年間ニ建策セザルモノハ明細帳ヲ削除スベシ 明治廿年十月廿一日 内務大臣伯爵山縣有朋 ○陸軍省告示第六號 陸軍大臣伯爵大山 巖 本年九月當省告示第五號召集スベキ修技生志願者出願期日本月二十日迄來ル十一月十日迄延期ス 明治廿年十月廿一日 陸軍大臣伯爵大山 巖 ○通信省告示第八十四號 通信大臣伯爵本武揚 來十一月一日ヨリ陸中國郵船大滿郵便局一於テ貯金事務ヲ取扱ヘシム 明治廿年十月廿一日 通信大臣伯爵本武揚

○東京府令第六十號 明治十八年(六月)甲第四十二號布達油鹽業人心得書 第二十七項在ノ通更正ス 明治廿年十月廿一日 東京府知事男爵高崎五六 第二十七項 検査員携帶ノ遺石検査簿ハ膠製成書油検査ノ都度記入スルモノトス營業ハ印刷トシ之ニ調印スベシ 東京府第六十號 明治十八年(六月)甲第四十二號布達中抄 第二十七項 遺石検査簿ハ甲乙二種ヲ製シ甲種ハ管轄ニ備ヘ乙種ハ營業人ニ下付シ管轄ニ備ヘ油検査都度記入スルモノトス營業人ハ之レニ調印スベシ ○辭令 (各通) 農商務省商務局長 佐野 常樹 農商務省 青木 貞三 東京取引所委員ヲ免ス(十月十九日農商務省) ○インヂヤン人ノ調査數 北米合衆國に於けるインヂヤン人種は漸次滅亡するに垂たり向後純粹のインヂヤン人種を見ることは能はざるの期は遠ざかりたるに至りたる所以の者は曠昔インヂヤン人種が自哲人種の移住民と觀望せざると該インヂヤン人種の數を報告するに過大ありし事由に歸せざればはらば同種人の數は阿米利加洲發見以降實際の調査未だ會て其數多かりしと見ざる所なり現に千七百八十二年中アツフェルン氏が初めてインヂヤン人の數を調査せし統計表は據るに其數は六萬九千四百八十八人過ぎざるあり然るに本年合衆國インヂヤン事務員の調査せし統計表に據れば該人口は總數廿四萬七千七百六十八人にして過る年間同人口の増加しるは十七萬八千七百二十一一人なりと之又千八百七十四年以降同種人の生死統計表に據るも毎年この出生數は常に死亡數よりも多に居れりと云ふ(本年七月十日農務省報) (以上本年十月二十日官報)

○井上鐵道局長官 には信越鐵道總局巡視として去る十日東京出立後直江津へ赴きしが事了りて去る十八日歸京たるよし又同局長官に隨伴したる松本技師及び山陽鐵道の大嶋仙藏氏も同日歸京したるといふ ○ピスマーク公の體重 獨逸首相ピスマーク公は此程キャンレンセンに於て其體重を量りたるに昨年の今頃と丁度同量量りて二百八十八斤即ち廿四貫九百六十目ありと云ふ

○新聞の發行 近日府下に於て公論新聞と云へる新聞を發行せんと企てあるよしにして其發起者は舊自由黨の人々なりと云へり ○獨逸の博士日本の建築を評す プロシヤ王國の建築家事務官として建築官兼教授あるエンゲ氏は彼の國に有名なる建築官ビョックマン氏と組合ひ當時柏林府に於て建築事業に従事し獨逸第一流の建築家としてその名聲歐洲大陸に馳れり博士なるが先程少しの餘暇を偷みて日本に遊び其道の人々と先づ第一に建築局を訪ひ種々談話の末日本國中最も舊き建物ある西京奈良等を一巡せんと志し同局員八木氏と同伴して彼處に有名なる神社佛閣を一覽し建築學上いろいろ有益なる談話も多かる中に氏が最も驚きたるは木造の殿堂伽藍を以て千幾百年の久しきに耐へ今日に至るも依然その儘に保存し居る一事にて氏の言に「此驚きは獨逸余のみならず木造家屋の千年以上保持する」と恐らく歐洲建築家は思ひ寄らざる事なるべし且かま論より證據の目前斯る殿堂を實現する事ゆゑ疑ふ可くもあらす此類にて行々最早石も煉瓦も無用なる可し然れども木造家屋は火災に罹りて燒燼し暴風に遭ふて倒るゝ方が當然にて斯る危険の建築に幾千萬圓の大金を投じて萬一を僥倖するとい費に日本人の大膽なる相場心に驚くなり

刀劍買入所 弘 聚 社

株金募集期限廣告

注意 博開雜誌社

諸新聞